牛・豚コマーシャル規格撮影業務に係る企画競争応募要領

1 目的

この要領は、令和5年度牛・豚コマーシャル規格普及資材作成事業(以下「本事業」という。)のうち、コマーシャル規格(以下「CM規格」という。)に基づいた牛・豚部分肉加工の工程解説動画及び写真の撮影(以下「本業務」という。)を行う事業者を募集するものである。

2 事業の背景・内容

- (1) 平成14(2002) 年3月に策定されたCM規格は、現在、統一的規格として普及することにより食肉加工業者の負担軽減を図るとともに、多様化する取引スペックの基本形としてスペック体系の秩序を保つ役割を果たしている。また、CM規格は、商取引上必要となる部分肉の商品コードを定義しており、電子情報の標準化を図る機能も有している。
- (2) 現在の動画等の普及資材は策定後20年を経過したことから、
 - ① 動画ではマスクや手袋をつけていない加工作業の映像が含まれ、現在では衛生指導上問題があること、
 - ② 規格書・動画に用いられる枝肉・部分肉が現状の標準よりかなり小さく、肉質の面でも現在の実態からの乖離が大きいと専門家から指摘があること、
 - ③ CM規格を基にしながらも、さらに派生したスペックの取引も一部定着しており、 その情報も加えることが普及上有効であると専門家から指摘されていること、
 - ④ 現動画では集団で学習する際に用いる大型ディスプレイ用に耐えきれず、画面サイズも旧スタンダードサイズのため主たる普及手段となる YouTube 公式推奨からはずれていること、

等の問題や指摘がある。

- (3) このため、本事業において、衛生的作業に配慮し、派生スペック情報の付加なども工夫した上で現在の標準的枝肉を用いて、次世代に向けた普及資材(規格書及び動画)に活用するための素材・構成の企画検討、最新の映像技術による写真・動画の撮影をするものである。なお、令和6年度においては、得られた素材から「CM規格書」及び「CM規格による分割整形工程を紹介した動画」を作成し普及を行う予定である。
- (4) 本業務では、活用する素材及び構成についての企画検討を踏まえて、CM規格に 基づいた部分肉加工の工程解説動画及び写真の撮影を行う。

3 予算額

3,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む) 以内

4 契約期間

契約締結日から令和6年1月10日(水)まで

5 応募要件

- (1) 写真撮影及び動画撮影の撮影業務に関する経験と知識を有していること。
- (2) 高品質なカメラ及び撮影機器を保有し、撮影に使用すること。
- (3) 撮影した写真及び動画データを整理し、提供することができること。
- (4)以下の事項に該当しない者であること。
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる 者

6 応募期間

令和5年6月22日(木)から令和5年7月10日(月)17時まで

7 参加表明書に関する事項

参加表明書は、「牛・豚コマーシャル規格撮影業務に係る企画競争参加表明書」(別 紙1)により作成し、9により提出すること。

8 応募する企画提案(企画提案書)の内容

(1)業務実施体制

撮影の準備から実施までの体制について、担当者数、担当者の撮影全般及び本業務に類似する撮影の経験・知識等を明記すること。

また、再委託をする場合には、再委託先の事業者名、再委託金額及び担当する業 務の内容を明記することとし、以下の制限があるので留意すること。

- ア事業の全部を一括して請け負わせてはならない。
- イ 事業の主たる部分(総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等) を請け負わせてはならない。
- ウ 再委託の合計金額は、委託費の限度額の50%以内としなければならない。 ただし、以下の場合は上記また書きイ及びウの制限を適用しないこととする。
- エ 広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合。
- オ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定に基づく子会社又は財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第 59号)第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる 場合。

なお、上記また書きウの再委託の比率は、上記ただし書きエ又はオに該当する 再委託の金額を委託費の限度額から減算して計算した率とする。

(2) 企画提案を求める項目及び具体的提案

本事業の内容を踏まえつつ、次の点について具体的な企画提案を行うこと。

- ア 実施体制(担当者数、担当者の経験・知識等)
- イ 撮影の準備、撮影、素材提出までのスケジュール
- ウ 撮影及び撮影後の編集に向けた工夫、アイデア
- エ 積算内訳(別紙3)(再委託先の内訳を明記すること。)

9 企画提案書及びその他提出書類の提出期限

(1) 提出書類

以下のアからエまでの添付書類を提出すること。

- ア 参加表明書(別紙1)
- イ 企画提案書及びこれに付随する以下の書類

撮影全般の実績及び類似事業(食肉の撮影等)の実績があれば、その事業内容が分かる資料(様式任意)

- ウ 業務内容を示したパンフレット又はそれに準じるもの。
- エ 営業経歴書及び最新の決算(営業)報告書1年分(又はそれに準じるもの)。
- オ コマーシャル規格撮影業務積算内訳(別紙3)

(2) 提出期限及び提出方法

令和5年7月10日17時必着とする。

下記(3)の提出先に、原則、電子メール提出すること。

電子メール以外で提出する場合は、PDF ファイルを電子媒体(CD-R 又は DVD-R)に格納し、当該電子媒体に契約件名及び事業者名を表示(ケースは不可)の上、提出すること。なお、郵便・信書便の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る(FAXは不可)。

なお、電子媒体を提出する際は、提出する前にウイルスチェックを行うこと。

(3) 提出先

〒210-0869 神奈川県川崎市川崎区東扇島 24 番地 公益財団法人 日本食肉流通センター 情報部

電話:044 (266) 1172

メールアドレス: yoko-santa@jmtc.or.jp

- (4) 作成・提出に当たっての注意事項
 - ア 持参により提出する場合の受付時間は、土日・祝日を除く 10 時から 17 時までとする。
 - イ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - ウ 1応募者が提出できる企画提案は1提案までとする。
 - エ 提出された参加表明書及び添付書類等は返却しない。
 - オ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙2)は、参加表明書(別紙1)の提出をもってこれに同意したこととみなす。
 - カ 応募に必要な資格のない者の提出した書類、また、提出した書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とする。

- キ 提出された書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- ク 本業務に関連して受託者が知り得た情報については、守秘義務が生じる。ただし、提出される成果物に含まれる情報については、この限りではない。
- ケ電子メールでの提出は以下により提出すること。
 - (ア) 件名は「コマーシャル規格撮影業務応募」とする。
 - (イ) メール本文に、事業者名、担当者名、連絡先電話番号を記載する。
 - (ウ) 添付ファイルは PDF ファイルとし、圧縮ファイルは使用しない。 また、複数の提出書類を一つのファイルにまとめない。
- コ メール受信後、翌営業日17時まで受信した旨を送信者にメールで返信するので、受信のメールが届かない場合には、17の応募・相談窓口(044-266-1172、 三田〔サンタ〕)に連絡されたい。

10 審査方法、審査基準及び審査項目

- (1)提出された企画提案書について、「牛・豚コマーシャル規格撮影業務に係る企画審査について」(別紙4)に基づいて採点・審査を行い、採点した得点の最上位の者(最上位の者が複数ある場合は、最高得点を獲得した審査項目が最も多い者とし、更に当該数が同一の場合にあっては、審査委員会が選定した者)を本業務の契約候補者とする。
- (2)審査については、非公開とする。
- (3) 企画提案会を以下のとおり開催する。

なお、会場、説明時間等詳細については、有効な書類を提出した者に対して令和5年7月12日(水)正午までに連絡する。また、応募者が多数の場合は、書面審査により企画提案会の参加者を選定する場合がある。

- ア 開催日:令和5年7月14日(金)
- イ 会場:公益財団法人 日本食肉流通センター内
- ウ オンラインによる企画提案を希望する場合は、参加表明書(別紙1)に明記すること。

11 審査結果の通知

審査結果については、提出期限後、おおむね2週間以内に参加者に対し文書により 通知することとする。

12 企画提案に要する費用の負担

企画提案書等の作成等に要する費用は、選定の成否を問わず応募者が負担するものとする。

13 委託料の支払い方法

委託費の額が確定した後、受託者からの適法な請求書を受理した日から40日以内にその支払いを行うものとする。

また、契約金額は概算契約における上限額でしかなく、業務を実施した結果、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととする。

14 実績報告書の提出

受託者は、業務実施報告書紙媒体又は電子媒体を令和6年1月10日(水)までに 担当職員に提出すること。また、本業務を終了したとき(本業務を中止し、又は廃止 したときも含む。)は、本業務の成果等を記載した別に定める業務実績報告書を提出 すること。

なお、電子媒体で納入する際は、提出する前にウイルスチェックを行うこと。

15 成果物 (著作権等) の帰属等

本業務により取得した著作権等は、日本食肉流通センターが承継するものとする。

16 その他

不明な点については、17の応募・照会窓口までお問い合わせ願いたい。

17 応募・照会窓口

公益財団法人 日本食肉流通センター 情報部

電話:044-266-1172

メールアドレス: yoko-santa@jmtc.or.jp

担当:三田〔サンタ〕

※ 受付曜日:月曜日~金曜日

※ 受付時間:10:00~17:00

(令和5年7月10日(月)の企画提案書等提出受付時間は17時までとする。)